

第3章 児童と家庭のために

1 保育所

担当課 保育課 保育認定・給付係 ☎225-2231

保育所（園）は、保護者が仕事や病気等により家庭で保育ができない場合に、その者にかわって保育を行い、創造性豊かな人間性をもった子どもに育てることを目的とした児童福祉施設です。

認可保育所	
入所基準	<p>家庭に次のいずれかの事由がある場合です。しかし、この場合でも保護者が児童を保育できる場合は、入所できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅外で仕事をするを常態としている。 ・居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としている。 ・妊娠中又は出産後間がない。（出産予定日前8週（多胎妊娠の場合は前14週）から産後8週まで） ・病気、怪我、心身障がい等である。 ・長期にわたり病気療養中や心身障がいを有する同居の親族を常時介護している。 ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 ・上記に類推される事由がある。 ・その他（求職活動中、就学、虐待・DVのおそれ等）
入所対象年齢	<p>生後4か月から小学校就学前まで。 （一部施設は生後8週間・生後3か月から）</p>
保育料	<p>幼児教育・保育が無償化され、3～5歳児クラスの保育料は無料です。</p> <p>0～2歳児クラスの保育料については、現在22段階に細分しており、父母又は児童と同一世帯に属している扶養義務者（生計の中心者である場合に限る）の市民税額等によって算出します。</p> <p>保育料の額の上限は月額68,400円です。また、同一世帯から児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合は、保育所に入所している第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円に軽減されます。</p> <p>※年収約360万円未満相当の世帯について 第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円となります。</p> <p>※年収約360万円未満相当の世帯でひとり親、障がい者等要保護世帯について 第1子の保育料から0円となります。</p>
開所時間	<p>（園によって、開所時間が異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 午前7時～午後8時 ・平日 午前7時～午後10時（夜間保育所） ・土曜日 午前7時～午後7時 ・土曜日 午前8時～午後10時（夜間保育所） <p>※保護者の就労状態に応じて開所時間の中で保育を実施し、保護者の便宜を図っています。</p>

家庭的保育事業	
内容	産休明け保育、乳児保育等の多様な保育ニーズに対応するため、一般市民の方で乳幼児に対して豊かな愛情を持つ者を「家庭的保育者」に認定し、家庭的保育の長所を生かして、家庭での保育が困難な乳幼児を保育する制度です。現在、2人の家庭的保育者がいます。
家庭的保育者	市内に住所を有し、25歳に達した日から66歳に達した日以後の最初の3月31日まで（面接等を行った上で市長が特に認めた者については、68歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の間にあり、一定の研修を修了した者
対象乳幼児	生後8週間以上2歳以下（3歳になった年度末）
開所時間	午前8時～午後5時30分（月曜日～金曜日）

小規模保育事業	
内容	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
小規模保育施設	市内15施設
対象乳幼児	生後4か月以上2歳以下（3歳になった年度末） （一部施設は生後8週間・生後2か月・3か月以上）
開所時間	（園によって、開所時間が異なります。） ・平日 午前7時～午後7時30分 ・土曜日 午前7時～午後7時 ※保護者の就労状態に応じて開所時間の中で保育を実施し、保護者の便宜を図っています。（一部、上記時間以外に延長保育を実施しているところもあります。）

地域育児センター事業

地域における児童の養育ニーズに対応するため、次の市内26か所の民間保育所で実施しています。

地域の子育て世帯に対するしつけ、遊び、発育状態等の育児相談、育児教室、子育て家庭交流、子育て情報提供事業を実施しています。

- 令和5年度の実施（予定）保育所

名 称	所 在 地	電 話
依知保育園	関口390	245-0531
荻野すみれ愛児園	鳶尾2-25-6	241-1306
妻田保育園	妻田西2-20-5	222-2632
みどり保育園	戸室3-3-11	223-7555
三田保育園	三田350-3	241-9127
岡田保育園	岡田1-7-8	228-6480
かねだチャイルド園	金田254	296-4152
YMCAあつぎ保育園ホサナ	中町3-2-6 ビル3階	222-8619
保育園ViVi	水引2-12-29 YMCビル	294-3003
けいわ保育園	中町3-3-9 アーバンプラザ3階	221-4570
あゆのこ保育園	恩名1-10-38	296-5177
キンダーガーデンこぼと	旭町3-7-3	220-6333
けいわ星の子保育園	中町3-3-9 アーバンプラザ2階	296-2040
愛歩保育園	下荻野1284-1	243-4500
おひさまっこ保育園	東町7-2-2 2階	297-7789
はぐくみの丘保育園	長谷1128-1	290-2033
もみじ保育園	松枝1-1-3	244-4670
保育園コスモス	愛名31-12	248-1919
厚木こぼと保育園	中町3-11-20 ケビル4階	222-5810
本厚木さくらんぼ保育園	田村町1-29-2	224-3184
くれよん保育室	飯山南5-28-10	281-8056
ナーサリースクールT&Y本厚木	中町3-18-5 ソケン本厚木ビル2階	204-7103
厚木ふじの花保育園	旭町2-4-15	265-0503
厚木・あさひ保育園	旭町5-42-32 ウィン本厚木2・3階	258-6385
翼咲保育園	妻田南1-17-34	200-9966
ポノ保育園	田村町1-26 ヨークファースト厚木店2階	225-7540

私設保育施設

認可保育所以外の施設であって、就学前児童を保育することを目的として設置されています。

- その他の保育施設

名 称	所在地
どんぐりっこ保育園	妻田北2-24-11 2階
共同保育所ほのぼの園	七沢416-2
つくしんぼ家庭保育	下荻野566
Sachi International School	厚木町3-9 清水ビル201

- 夜型保育施設

名 称	所在地
ネバーランド	岡田1-4-43-102

- 事業所内保育施設

名 称	所在地
神奈川県リハビリテーション病院(こども園)	七沢516
厚木市立病院 (ひまわり保育室)	水引1-16-36
相州病院内保育所	上荻野1682-3
東名厚木病院 (とうめい保育室)	船子322-1
湘南厚木病院 (厚木なかよし保育園)	温水118-1
亀田森の里病院 (もりのこ園)	森の里3-1-1
(株)半導体エネルギー研究所(にこにこ園)	長谷419-2
日産自動車(株) (まーちらんど・あつぎ)	岡津古久560-2
日産自動車(株) (まーちらんど・あつぎあくすと)	岡田3065 アクト日産ビル内
(福)清琉会 (ゆめっこ)	小野2240-1
ニチイキッズ本厚木駅前保育園 (※1)	旭町 1-27-5 (MSビル2階-B)
厚木田園学園でんえん保育ルームぽかぽか (※1)	妻田北 3-26-12
厚木ココテラス保育園 (※2)	岡田 3050 厚木アクトメインタワー 2階
あとりあ保育園 長坂ビレッジ (※1)	関口 1121-1
保育園KIDS SMILE LABO (※1)	旭町 1-7-3 HAYASHIビル2階
てりは保育園あつぎ (※1)	岡田 5-8-23

※企業主導型保育施設。従業員枠のほか地域枠あり※1。従業員のみ※2

私設保育施設入所児助成金

対象	<ul style="list-style-type: none">・私設保育施設に年度内に継続して4か月以上在園している児童・市内居住の保護者及び児童・保育を必要とする（保護者の就労、疾病等）就学前の児童
助成額	対象児童一人当たり年額30,000円

コミュニティ保育

地域において、就学前児童の子育てをしている共通の意識を持った保護者が、周囲の住民に呼び掛け、自主的に保育の場をつくり、コミュニティ保育として実施しています。

名 称	所在地・活動場所	連絡先
たんぽぽコミュニティ保育	林2-14-66 グリーンヒル小島101	電子メール tanpopocomu@gmail.com
自主保育グループのびのび園	下古沢11	☎247-5849

2 子育て支援センター

担当課 子育て支援センター 子育て支援係 ☎225-2922

子育て支援センター もみじの手	
内容	<p>子育て支援センターもみじの手は、地域の子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援施設です。特に、子育てサロン室は子育て中の親子や保護者同士が気軽に交流できる場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの運営（親子プレイルーム） ・移動子育てサロン（児童館等での子育てサロン開催） ・育児不安等についての相談 ・子育て講座の開催 ・子育てサークルの育成と支援
対象	0歳から小学校就学前児童と保護者
利用日	月曜日～日曜日 (祝日、年末年始及びアミューあつぎ休館日を除く)
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン室 午前9時～午後4時 ・相談事業 午前8時30分～午後5時15分 <p>※ゆっくり話したい場合は予約もできます。</p>
所在地等	アミューあつぎ 8階 ☎225-2922

ファミリー・サポート・センター	
内容	<p>ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい方と行いたい方が会員となり、臨時的・一時的な相互援助活動を通して、地域においての子育て支援機能の強化を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の開始前や終了後の子どもの預かり ・保育施設等まで子どもの送迎 ・冠婚葬祭等の一時的な必要による子どもの預かり <p>※会員登録が必要です。入会金・年会費は不要</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼会員 (市内在住又は在勤で生後3か月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者) ・提供会員 (市内在住で心身ともに健康で育児に理解と熱意のある方)
利用時間・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・平日（月曜日～金曜日）の午前7時～午後8時 <ul style="list-style-type: none"> 生後3か月以上3歳未満 1時間あたり 800円 3歳以上小学校6年生まで 1時間あたり 700円 ・土、日、祝日、年末年始及び平日午前7時～午後8時以外の時間 <ul style="list-style-type: none"> 生後3か月以上3歳未満 1時間あたり 900円 3歳以上小学校6年生まで 1時間あたり 800円
受付時間	月曜日～金曜日(土・日・祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
所在地等	アミューあつぎ 8階 子育て支援センター内 ☎225-2933

3 児童手当

担当課 子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

児童手当																											
対象	中学校修了前までの児童を養育している方（所得上限額未満の方）																										
手当額	<p>児童一人の月額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="3">① 所得制限額未満の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">0歳～3歳未満（一律）</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3歳～小学校修了前</td> <td style="text-align: center;">第1子・第2子</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3子以降</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="3">② 所得制限額以上、所得上限額未満の方</th> </tr> <tr> <td colspan="2">0歳～中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th colspan="3">③ 所得上限額以上の方</th> </tr> <tr> <td colspan="2">0歳～中学生（一律）</td> <td style="text-align: center;">支給なし</td> </tr> </tbody> </table>	① 所得制限額未満の方			0歳～3歳未満（一律）		15,000円	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	第3子以降	15,000円	中学生（一律）		10,000円	② 所得制限額以上、所得上限額未満の方			0歳～中学生（一律）		5,000円	③ 所得上限額以上の方			0歳～中学生（一律）		支給なし
① 所得制限額未満の方																											
0歳～3歳未満（一律）		15,000円																									
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円																									
	第3子以降	15,000円																									
中学生（一律）		10,000円																									
② 所得制限額以上、所得上限額未満の方																											
0歳～中学生（一律）		5,000円																									
③ 所得上限額以上の方																											
0歳～中学生（一律）		支給なし																									
支給時期	6月、10月及び2月 (原則として、それぞれの前月分までが支給されます。)																										
届出の変更	<p>次のように届出の内容が変わった場合は、変更の届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が、死亡したとき。 ・受給者が、公務員になったとき。 ・受給者が、離婚等で児童を監護しなくなったとき。 ・受給者が、婚姻等で配偶者の方が生計維持の程度が高くなったとき。 ・配偶者が、海外から入国等したことにより、日本国内に住民登録を行ったとき。 ・振込先金融機関に変更があったとき。 ・受給者の総所得、扶養人数等に変更があったとき。 ・受給者の加入する年金種別に変更があったとき。 ・出生、死亡等で児童数の増減があったとき。 ・受給者又は配偶者の個人番号（マイナンバー）が変更になったとき。 <p>など</p>																										

4 ひとり親家庭等への支援

担当課 子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

児童扶養手当													
内容	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。												
対象	<p>日本国内に住所があって、次の枠内のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（一定以上の障がいをもつ児童は20歳）を監護している父又は母、養育者（ただし、児童若しくは父又は母、養育者が公的年金を受けるときは、対象にならない場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童 ・ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童 ・ 母が婚姻しないで生まれた児童 ・ その他（孤児等） 												
支給額	<p>所得額等に応じて支給されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1子目金額 (月額)</th> <th>第2子加算額 (月額)</th> <th>第3子以降加算額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>44,140円</td> <td>10,420円</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>44,130円～ 10,410円</td> <td>10,410円～ 5,210円</td> <td>6,240円～ 3,130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得額等が一定額を超えると全額支給停止になります。 ※同居されている方の所得額等も審査の対象となることがあります。</p>		第1子目金額 (月額)	第2子加算額 (月額)	第3子以降加算額 (月額)	全部支給	44,140円	10,420円	6,250円	一部支給	44,130円～ 10,410円	10,410円～ 5,210円	6,240円～ 3,130円
	第1子目金額 (月額)	第2子加算額 (月額)	第3子以降加算額 (月額)										
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円										
一部支給	44,130円～ 10,410円	10,410円～ 5,210円	6,240円～ 3,130円										

母子等福祉手当金	
対象	<p>次のいずれかに該当する義務教育終了前の児童と生計を共にし、養育している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 上記と同様の状態にある児童
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校入学前の児童1人につき月額 1,500円 ・ 小学校在学中の児童1人につき月額 2,000円 ・ 中学校在学中の児童1人につき月額 3,000円

母子家庭等児童就学祝金

対象	次のいずれかに該当する小学校、中学校に入学する児童又は中学校を卒業する児童と同居して養育している方 <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母が死亡した児童 ・父母が婚姻を解消した児童 ・上記と同様の状態にある児童 	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に入学する児童1人につき ・中学校に入学する児童1人につき ・中学校を卒業する児童1人につき 	<ul style="list-style-type: none"> 10,000円 13,000円 15,000円

母子家庭等家賃助成

対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子・父子家庭等で、家賃の月額が10,000円以上60,000円以下の家庭（ただし、所得が一定額を超える場合及び生活保護法に規定する住宅扶助を受けている場合は、助成されません。）																			
助成額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>家賃月額の区分</th> <th>助成月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上13,000円未満</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>13,000円以上16,000円未満</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>16,000円以上19,000円未満</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>19,000円以上22,000円未満</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>22,000円以上30,000円未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上46,000円未満</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>46,000円以上50,000円未満</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上60,000円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		家賃月額の区分	助成月額	10,000円以上13,000円未満	1,300円	13,000円以上16,000円未満	2,600円	16,000円以上19,000円未満	3,900円	19,000円以上22,000円未満	5,200円	22,000円以上30,000円未満	6,500円	30,000円以上46,000円未満	7,800円	46,000円以上50,000円未満	9,100円	50,000円以上60,000円以下	10,000円
家賃月額の区分	助成月額																			
10,000円以上13,000円未満	1,300円																			
13,000円以上16,000円未満	2,600円																			
16,000円以上19,000円未満	3,900円																			
19,000円以上22,000円未満	5,200円																			
22,000円以上30,000円未満	6,500円																			
30,000円以上46,000円未満	7,800円																			
46,000円以上50,000円未満	9,100円																			
50,000円以上60,000円以下	10,000円																			

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

対象	20歳未満の児童を現に扶養している母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等				
資金の種類及び内容					
資金名	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	償還方法
事業開始資金	母・父・寡婦	3,260,000	1年	7年以内	月賦 (償還月額は、借受額の有無等によって異なります。)
事業継続資金	〃	1,630,000	6か月	7年以内	
技能習得資金 〔自動車運転免許特別〕	〃	月額 68,000 〔460,000〕	技能習得後1年	10年以内	
就職支度資金	母・父・寡婦 児童	105,000	1年	6年以内	
住宅資金	母・父・寡婦	一般 1,500,000 〔特別 2,000,000〕	6か月	6年以内 〔7年以内〕	
転宅資金	〃	260,000	6か月	3年以内	
医療介護資金	母・父・寡婦 児童 (介護の場合は児童を除く)	一般 340,000 特別 480,000 介護 500,000	医療終了後6か月	5年以内	
生活資金	母・父・寡婦	技能 月額 141,000 生活 月額 108,000 (非生計中心者は月額72,000)	貸付終了後6か月	技能 10年以内 医療、失業 5年以内 生活 8年以内	
修学資金	児童・子	〔高 校〕 月額18,000～45,000 〔短 大〕 月額45,000～93,500 〔専修学校〕 月額18,000～89,000 〔大 学〕 月額47,330～108,500 〔大学院〕 月額88,000～183,000 公立、私立で限度額が異なります。	卒業後 6か月	10年以内 (大学院 20年以内)	
就学支度資金	〃	〔小学校〕 64,300 〔中学校〕 81,000 〔公立高校等〕 150,000 〔私立高校等〕 410,000 〔国公立大学等〕 410,000 〔私立大学等〕 580,000 〔国公立大学院〕 410,000 〔私立大学院〕 580,000	卒業後 6か月	10年以内 (大学院 20年以内)	
修業資金 〔自動車運転免許特別〕	〃	月額 68,000 〔460,000〕	技能習得後1年	10年以内	
結婚資金	児童・子	310,000	6か月	5年以内	
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・修学・就学支度資金、修業資金については無利息。 ・その他の資金については、連帯保証人ありの場合無利息、連帯保証人なしの場合年1%の利息がつきます。 				
違約金	延滞元利金額につき年3%				

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に入学する際の費用は、技能習得資金より貸付可能です。(注) 児童-20歳未満 子-20歳以上

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

対象	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けている又はこれと同等の所得水準である方 ・就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断し、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方 ・過去にこの教育訓練給付金を受給していない方
内容	対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%（12,001円以上で200,000円を上限）が支給されます。また、看護師などの専門資格の取得を目指す講座の場合は、経費の60%（上限1,600,000円）が支給されます。（雇用保険法に基づく各教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給）

高等職業訓練促進給付金等

対象	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に20歳未満の児童を扶養し、次の要件をすべて満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けている又はこれと同等の所得水準である方 ・養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）のカリキュラムの修業が予定され、対象資格の取得が見込まれる方 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められた方 ・過去にこの訓練促進給付金又は訓練修了支援給付金の支給を受けていない方
支給額と支給期間	○高等職業訓練促進給付金 ・支給額（月額）（非課税世帯）100,000円（最終1年間は140,000円） （課税世帯）70,500円（最終1年間は110,500円） ・支給期間修業期間の全期間（最大48月） ○高等職業訓練修了支援給付金 ・支給額（非課税世帯）50,000円 （課税世帯）25,000円 ・支給期間修了後に支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象	<p>厚木市内にお住まいの 20 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親又はその児童で、次のすべての要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方 ・支給を受けようとする者の修学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方 ・通学又は通信制で受講する方 ・原則として、過去に本給付金を支給していない方 <p>(注) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等、既に大学入学資格を取得している者は対象としない。</p>
支給額と支給時期	<p>○受講開始時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額 ・支給時期対象講座の受講開始時 <p>○受講修了時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額 ・支給時期対象講座の受講修了後 <p>○合格時給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額 <p>(注) 受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給時期高卒認定試験の合格後 <p>(注) いずれも支給額に上限有り</p>

5 放課後児童クラブ

担当課 こども育成課 放課後こども係 ☎225-2582 (第二庁舎3階)

厚木市立放課後児童クラブ	
内容	保護者の就労や疾病などにより、放課後に帰宅しても適切な保育が受けられない小学校に通う児童が対象。適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に、市内23小学校区で運営しています。
対象	保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭にいない状況で、厚木市立の小学校に就学している児童。 放課後児童クラブ内での集団生活が可能と判断できる場合に限り、受入れします。
開所時間	<p>平日 (学校休業日を除く) 授業終了後～午後7時</p> <p>土曜日、学校行事等の振替日 午前7時30分～午後7時</p> <p>夏休みなどの長期休業日 午前7時30分～午後7時</p> <p>※ 帰宅時、児童は保護者など成人の方への引き渡しを原則とします。</p> <p>※ 土曜日・長期休業日は、児童一人の通所は認めていません。</p>
休所日	日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、学校閉庁日など
費用	<p>クラブ費 月額3,500円 (おやつ代・教材費など)</p> <p>育成料 月額4,000円 (午後6時まで利用する方)</p> <p>月額4,800円 (午後7時まで利用する方)</p>

厚木市立放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話	開 設 場 所
1	厚木放課後児童クラブ	寿町3-15-34	222-8839	厚木小学校
			225-4025	
			222-8860	
2	依知南放課後児童クラブ	下依知2-7-1	245-6200	依知南小学校
3	北放課後児童クラブ	山際658	246-0310	北小学校
4	荻野放課後児童クラブ	上荻野8	291-2141	荻野小学校
5	三田放課後児童クラブ	三田 515	242-8411	三田小学校
			242-8451	
6	清水放課後児童クラブ	妻田西3-18-1	221-4514	清水小学校
			223-1811	
7	小鮎放課後児童クラブ	飯山南 4-9-1	241-2461	小鮎小学校
8	玉川放課後児童クラブ	七沢150-1	248-0041	玉川小学校
9	南毛利放課後児童クラブ	長谷1094-1	250-0222	南毛利学習支援センター内
			250-0223	
10	相川放課後児童クラブ	岡田5-10-1	228-9901	相川小学校
11	厚木第二放課後児童クラブ	旭町5-38-1	228-0750	厚木第二小学校
			228-0739	
12	緑ヶ丘放課後児童クラブ	緑ヶ丘4-1-1	221-0202	緑ヶ丘小学校
13	戸室放課後児童クラブ	戸室4-4-1	295-5213	戸室小学校
14	愛甲放課後児童クラブ	愛甲西1-17-1	247-6616	愛甲小学校
15	妻田放課後児童クラブ	妻田南1-14-1	221-4414	妻田小学校
16	鳶尾放課後児童クラブ	鳶尾2-12-1	291-2151	鳶尾小学校
17	毛利台放課後児童クラブ	毛利台1-23-1	247-9550	毛利台小学校
18	上荻野放課後児童クラブ	上荻野1429	241-2254	上荻野小学校
19	飯山放課後児童クラブ	飯山4400	241-2895	飯山小学校
20	森の里放課後児童クラブ	森の里1-27-1	248-9981	森の里小学校
21	依知放課後児童クラブ	関口872-1	246-0045	依知小学校
22	戸田放課後児童クラブ	戸田545	228-9900	戸田小学校
23	上依知放課後児童クラブ	上依知1657	246-2886	上依知小学校

地域（民間）放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話
1	学童保育なないろのたね水引クラブ	水引2-12-29 YMビル302	225-7717
2	学童保育なないろのたね旭町クラブ	旭町4-3-13 古郡ビル2-CD	227-1998
3	厚木YMCA学童クラブ「あゆの学校」	中町4-16-19	244-4181
4	学童保育ルームぞうさん	恩名3-11-55（光ヶ丘幼稚園内）	222-2561
5	学童クラブ「でんえん」	三田 1303（厚木田園幼稚園内）	223-7543
6	学童ルームくれよんクラブ	飯山南5-28-10	281-8518
7	マイルストーン学童クラブ	上古沢1180-1	247-3460
8	たいよう学園	戸室3-17-10	221-9630
9	AEGアフタースクール	旭町4-1-2 ビジネスゲート本厚木2階	070-1346-3592
10	ASHITA∞キッズ神奈中本厚木	中町3-6-14 MIRAIビル4階	206-4473
11	YOU伸アフタースクール	恩名5-2-44	240-1647
12	放課後児童クラブはろ	上古沢1309	250-1414

待機児童対策放課後児童クラブ

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話
1	こばとKID'Sクラブ妻田	妻田北1-13-14 B棟3階	244-5641

※公設の放課後児童クラブと同様に運営するクラブ（対象は、清水・妻田小学校の児童）

6 子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）

担当課 子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

子育て日常生活支援事業（おむつ等宅配事業）	
内容	子どもを産み、育てやすい環境づくりに向けて、お子様を養育している世帯に対し、日常生活用品（紙おむつ、おしりふきシート等）を支給しています。
申請資格	次の条件の全てに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童を養育していること。 ・申請するとき、対象児童が0歳であること。 ・申請するとき、対象児童及び父母等の養育者の住居登録が厚木市内に在り、かつ、同居していること。
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1子目及び2子目 申請月の翌月から12か月間 ・3子目以降 申請月の翌月から対象児童が2歳の誕生日の属する月まで

7 ほっとタイムサポーター事業

担当課 子育て支援センター 子育て支援係 ☎225-2922
(アミューあつぎ8階)

※両方とも事前にお問い合わせください。

ほっとタイムサポーター事業	
内容	産前産後の育児に関する援助、家事に関する支援、育児に関する相談及び助言。
対象	市内在住で、日中他に育児や家事を手助けする親族等がない次のような妊産婦。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に伴う疾病により医師から安静が必要と診断された方 ・出産後6か月以内（多胎出産の場合は出産後1年以内）の方
利用時間	午前9時から午後5時までのうち、1日1回2時間 <ul style="list-style-type: none"> ・安静が必要と診断されてから出産までの間 ※上限20時間まで（2時間×10回） ・出産後から産後6か月までの間 ※上限20時間まで（2時間×10回） ・多胎出産は出産後1年までの間 ※上限40時間まで（2時間×20回）
利用料金	1回 1,800円（2時間）、サポーターの交通費
助成	利用者の請求により、利用料金の1/3(生活保護受給世帯は全額)を助成します。 また、民間のヘルパーを利用した場合にも基準の範囲内で助成します。

ほっとタイムクーポン券配布事業	
内容	ほっとタイムサポーターが無料で利用できるクーポン券（2時間1,800円）を1枚差し上げます。
対象	出産した世帯 ※ほっとタイムサポーターの利用登録が必要です。
利用の方法	ほっとタイムサポーターを利用の際に、サポーターに1回分の料金としてほっとタイムクーポン券をお渡しください。